

令和 8 年熊本地震により被災した 児童福祉施設等の復旧について

原形復旧

【児童福祉施設等災害復旧費補助金】

(実施内容)

児童福祉施設等の災害復旧事業に要する経費

(補助率※施設種別により異なる)

通常災害の場合

国 1 / 2 自治体 1 / 4 事業者 1 / 4

激甚災害の場合

国 2 / 3 程度 自治体 1 / 6 程度 事業者 1 / 6

<補助上限：主に見積り（※）による所要額に対して地方厚生局・地方財務局が確認し決定した額>

（※）令和8年熊本地震については2者見積りで可
（自治体が認める場合は1者も可）

（注）災害査定あり

内示後併用可

併用可

施設強化

【就学前教育・保育施設整備交付金】

(実施内容) 耐震補強工事等の施設整備

(補助基準額は事業内容によって異なる)

(補助率) 国 1 / 2 自治体 1 / 4 事業者 1 / 4

(注) 契約前に内示が必要なため、事前に自治体との相談が必須

【児童福祉施設等設備災害復旧費補助金】

(実施内容) 事業再開のための設備等の復旧

<補助上限：通常災害の場合450万円

激甚災害の場合600万円>

(補助率) 国10/10（定額補助）

（注）災害査定なし

【保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業）】

(実施内容) 保育環境向上等のための設備購入や

軽微な改修等<補助基準額：102.9万円>

(補助率) 国 1 / 3、自治体 2 / 3

いずれも事業者負担なし

1. 対象事業

児童福祉施設等災害復旧費補助金（建物等の復旧）

1. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所
- ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童心理治療施設
- ・ 助産施設 ・ 児童家庭支援センター ・ 児童厚生施設
- ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設
- ・ 障害児施設 等

2. 補助対象経費

児童福祉施設及び障害児施設等の災害復旧事業に要する経費

※ 災害復旧事業が1件につき80万円以上
（ただし、保育所及び認定こども園は30万円以上）

3. 補助率等（施設種別により異なる）

■通常の災害の場合

国1/2 都道府県等1/4 事業者1/4
又は
国1/3 都道府県等1/3 事業者1/3 等

■激甚災害の場合（補助率の嵩上げ）

公費5/6 **国2/3程度** 都道府県等1/6程度 事業者1/6
又は
公費3/4 **国1/2** 都道府県等1/4 事業者1/4 等

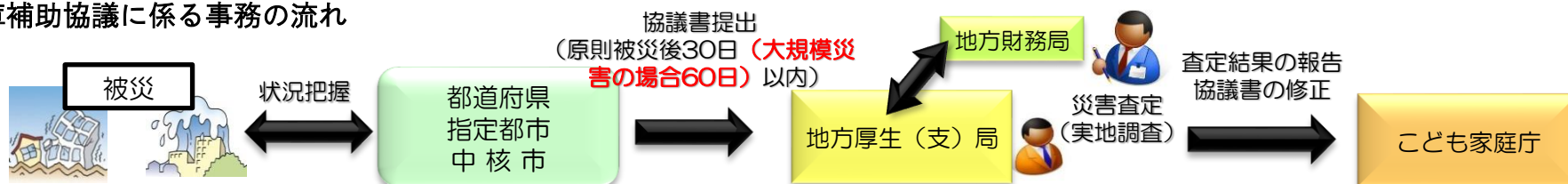
<復旧費算出の原則>

復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合には、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合には当該施設に代るべき必要な施設をするものとして算出する。

<対象外経費>

- (1) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (2) 借用土地及び借用施設に係る災害復旧事業（児童福祉施設等の設置者が事業の用に供される当該借用土地及び借用施設に係る維持管理の責任を有すると証明できる場合であって、当該維持管理の責任の範囲内で行うものを除く。）に要する経費
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 2の表の区分②の心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に係る門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用。
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (7) その他災害復旧費として適当と認められない費用

4. 国庫補助協議に係る事務の流れ



令和8年熊本地震による被害に係る 児童福祉施設等災害復旧費補助金の対象施設

学校施設

幼保連携型認定こども園（学校教育部分）、幼稚園型認定こども園（学校教育部分）

児童福祉施設等

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園（保育実施部分）、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童相談所、一時保護施設、職員養成施設、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、小規模住居型児童養育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、幼稚園型認定こども園（保育所機能部分）、特例保育施設、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設、子育て支援のための拠点施設、乳児等通園支援事業所、認可外保育施設（一定の条件を満たす場合）、その他こども家庭庁長官が認めた施設

母子・父子福祉施設

母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム

障害児関連施設等

障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、児童自立生活援助事業所、心身障害児総合通園センター、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所

令和8年熊本地震による被害に係る 児童福祉施設等災害復旧費補助金の国庫補助率等

激甚災害法に基づく嵩上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

第3条

六 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設（注）の災害復旧事業

六の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この号において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）

又は認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

十一の二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十七条第一項において「特定私立幼稚園」という。）の災害復旧事業

（注）激甚災害法施行令第7条により一部施設を除く。

	国	県（熊本市含む）	設置者
通常	1/2	1/4	1/4
嵩上げ後（※）	$7/12 + a$	$1/4 - a$	1/6

▲1/12

（※）市町村立であって、特定地方公共団体の告示（激甚法施行令第1条）を受けていない場合は通常の負担割合

予算措置に基づく嵩上げ

	国	県（熊本市含む）	設置者
通常	1/2 (1/3)	1/4 (1/3)	1/4 (1/3)
嵩上げ後	2/3 (1/2)	1/6 (1/4)	1/6 (1/4)

▲1/12

（※）児童厚生施設等は（ ）書きのとおり。

こども家庭庁創設時における施設災害復旧費と設備災害復旧費

区分	対 象 経 費	認定こども園		保育所等	児童福祉施設等（保育所等以外）	障害児施設
		幼保連携型 幼稚園型	保育所型			
建物	・施設本体 ・施設と一体的な設備	施設災害復旧費（補助上限額：査定額）				
	・借用施設 *設置者が維持管理の責任を有する場合であって、躯体に影響しない工事（内部改修など）	※教育部分に限る	—	—	—	—
土地 外構	・防犯対策として必要な門・フェンスなどの外構	(通常災害) 国 1/2 ➡ (激甚災害) 国 1/2～2/3				
	・園庭などの外構		※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象
	・借用土地 *設置者が維持管理の責任を有する場合	※教育部分に限る	—	—	—	—
設備 備品	・施設と一体的な設備	※査定額：主に3者見積りによる所要額に対して地方厚生局・地方財務局が確認し決定した額				
	・車輛や遊具、教材等の備品台帳に掲載された設備・備品		設備災害復旧費 ※激甚災害の場合			
	・上記以外のもの（消耗品など）	※保育部分に限る	(補助上限額：200万円) ※障害児施設は500万円 定額（国10/10相当）			

令和8年度以降の災害復旧費の補助対象範囲

区分	対 象 経 費		認定こども園		保育所等	児童福祉施設等（保育所等以外）	障害児施設
			幼保連携型 幼稚園型	保育所型			
建物	・ 施設本体 ・ 施設と一体的な設備		施設災害復旧費（補助上限額：査定額） （通常災害）国 1/2 ➡ （激甚災害）国 1/2～2/3 ※査定額：主に3者見積りによる所要額に対して地方厚生局・地方財務局が確認し決定した額				
	・ 借用施設 *設置者が維持管理の責任を有する場合であって、躯体に影響しない工事（内部改修など）						
土地 外構	・ 防犯対策として必要な門・フェンスなどの外構						
	・ 園庭などの外構						
	・ 借用土地 *設置者が維持管理の責任を有する場合						
設備 備品	・ 施設と一体的な設備						
	・ 車輛や遊具、教材等の備品台帳に掲載された設備・備品	激甚災害					
		激甚災害以外					
	・ 上記以外のもの（消耗品など）	激甚災害					
		激甚災害以外					

※借用施設の復旧に当たっては、設置者が維持管理責任を有しない場合には補助対象外となる。

児童福祉施設等設備災害復旧費について（事業再開のための支援）

1. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所
- ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設
- ・ 児童心理治療施設 ・ 助産施設
- ・ 児童家庭支援センター ・ 児童厚生施設
- ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設
- ・ 障害児施設 等

2. 補助対象となる経費の例

事業再開するために必要となる

- ・ 事務用品や机、椅子、パソコン、プリンタ、遊具、教材などの備品に係る費用
- ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
- ・ その他事業再開に必要な初度経費（床上浸水後の清掃・消毒等）

3. 補助率等（補助率）国10/10（補助額）定額

■通常の災害の場合

1 施設当たり450万円（下限額30万円）

■激甚災害の場合（補助額の引上げ等）

1 施設当たり600万円（下限額なし）

<対象経費>

需用費（消耗品費、修繕費、印刷製本費）

備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）

旅費（職員旅費）

賃金

使用料及び賃借料（土地、建物に要する経費を除く。）

役務費（保険料、手数料（仲介手数料）、運搬料、保管料）

委託料（耐震診断その他被災施設の安全性を確認するための経費を含む）

その他 こども家庭庁長官の認める経費

<対象外費用>

（1）国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業

（2）施設整備を目的とする事業（土地や既存の建物の買収、土地の整地を含む）

（3）事業の復旧に要する初期契約費用のうち、後年度に貸主等に返還義務が発生する費用（敷金、保証金等）

（4）子育て支援サービス及び障害児支援の提供に資することのないもの

（5）災害により被災した被災事業所等の復旧と認められないもの（当該備品購入等が、効率的な子育て支援サービス及び障害児支援の提供に資する場合を除く。）

（6）その他、復旧支援事業として適当と認められないもの

<対象経費の留意事項>

- ・ 災害による被災日以降に要した事業再開のための経費を対象としており、交付決定日前に要した経費（当該交付決定日の属する年度以前の会計年度において事業再開のために要した経費を含む。）を計上して差し支えないこと。
- ・ 原則として、本事業は被災前の現状復旧を基本としており、被災状況を勘案するとともに、交付要綱に定める対象外費用を踏まえ、適切な経費を計上すること。なお、事業再開のために購入する備品については、被災地における子育て支援サービス及び障害児支援の確保に資するものであれば、必ずしも同型同種のものを購入する必要はないこと。また、中古品を購入することも差し支えないこと。
- ・ 事業所等の借上経費については、補助の対象としていないが、事業所等の借上のための初度経費として、礼金及び事務手数料は補助の対象としていること。

第3 被災事業所等の確認について

交付要綱の3の（3）表1及び表2の被災事業所等の確認については、必ずしも現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書、廃車証明書又は被災事業所等に備え付けている備品台帳等を提出させる等、適正な方法により設備整備の必要性の確認に努めること。

なお、本事業の国庫補助に係る交付の申請は、交付要綱の9において「別に定める日」までに行うこととされているが、円滑な事業の実施のため、災害ごとに事業の対象となる被災事業所等の状況把握に努め、当該状況把握の結果について、こども家庭庁からの求めに応じ、報告を行うこと。

第4 事業再開に当たっての留意点

事業再開に要する経費について、事業再開に当たっての考え方を次のとおり整理したので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたい。

- （1） 法に規定する廃止の届出後における新規の事業開始、法に規定する休止の届出後における再開に限らず、当該届出が行われない単なる休業後の再開も含まれるほか災害により被災して以降、継続的に又は一時的に事業を縮小しながら被災地で子育て支援サービス及び障害児支援を提供している事業者等の復旧も含まれること。
- （2） 被災した事業所等と同種のサービスを実施することを想定しており、例えば訪問系サービス事業所を廃止し、日中活動系サービス事業所を新規に実施することは、事業再開として認められないこと。
- （3） 本事業は被災地の子育て支援サービス及び障害児支援の確保を目的としているため、原則として、被災時に所在していた都道府県(当該所在地が指定都市又は中核市の場合は当該指定都市又は中核市)の同一地域内において事業を実施することを、本事業にいう事業再開とすること。なお、これにより難しい場合は、別途、こども家庭庁に協議すること。
- （4） 被災地の子育て支援サービス及び障害児支援の確保の推進のためには、事業所の統廃合又は拠点の増加等の有効性が期待される場合もあることから、必ずしも被災事業所等の数と、事業再開した事業所の数が一致する必要はないこと。なお、本事業の国庫補助額については、事業再開した事業所数ではなく、被災事業所等の数に交付要綱に定める基準額を乗じた額としていること。
- （5） 災害により被災し事業の継続が困難となった日から事業再開の日までの間に、別の災害による被害があった場合については、当初の被災日に係る災害及び事業再開までの一連の災害を一つの災害とし、本事業を実施すること。

令和8年度予算額 229億円(245億円) + 令和7年度補正予算額 306億円

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・保育所整備事業【私立】 ・幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 ・公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
 - ・小規模保育整備事業【私立・公立】 ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

実施主体等

【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村

【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。

①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市町村が認めた者（公立施設を含む。）

②都道府県・市区町村

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

【補助割合】

① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） 【国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4】

○待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」および「教育部分」に適用する

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業を実施するこども誰でも通園制度総合支援システムを導入（予定）の市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

② 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

【拡充】補助率の嵩上げについて、「人口減少対策」のための認定こども園の整備については、「保育所部分」に加えて「教育部分」にも嵩上げを適用する。

令和8年度予算 67億円（67億円）

+ 令和7年度補正予算額 94億円（通常整備分 84億円、国土強靱化実施中期計画分 10億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、令和4年改正児童福祉法や「こども・子育て支援加速化プラン」等を踏まえ、次世代育成支援対策の充実を図るとともに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、児童福祉施設等の耐災害性強化対策を推進する。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		
児童福祉施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリングロー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	・助産施設 ・職員養成施設 ・児童自立生活援助事業所 ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

【令和7年度補正予算により実施する拡充事項】

○防災・減災・国土強靱化の推進

「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、耐震化整備等に必要な経費を確保する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】定額

（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館の場合：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

<以下については補助率の嵩上げを実施>

- ・児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化に係る施設整備であつて一定要件を満たす場合※1 国1/2相当→2/3相当
- ・産後ケア事業を行う施設の創設・増(改)築※2 国1/2相当→2/3相当
- ・「こどもの居場所」としての機能強化を図る児童館の施設整備を行う場合 国1/3相当→1/2相当

※1 対象となるのは、①財政力指数1未満の自治体又は②原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体（経過措置として一定の要件を満たす場合には①②以外の自治体も含む。）

※2 対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

令和8年度予算 67億円（91億円） + 令和7年度補正予算 8.3億円

※令和8年度当初予算の全額は事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

（1）放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和7年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

（2）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

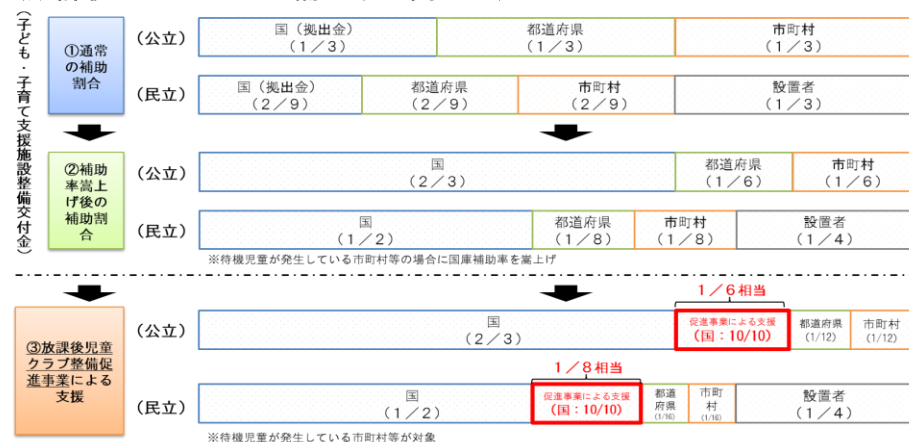
【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合※	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

（※）嵩上げ対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

（放課後児童クラブの補助率の嵩上げ）



（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

交付対象となる施設整備について

- ・本交付金における施設整備については、自己所有物件に限り交付対象としており、賃貸物件については対象外である。
- ・施設（建物）のほか、設備については、**施設と一体的に整備される設備であって、工事費に含まれるものであれば交付対象**となる。釘や金具で固定するだけでなく、施設の外壁、天井等と一体的になっているものが交付対象となる。特に空調設備について、壁掛け式や天井吊り下げ式、床置き式の設備を釘や金具で固定するだけの場合は対象外となるので留意願いたい。
- ・当該交付金は「施設整備」交付金であり、**原則として外構工事は交付対象外**となる。ただし、「防犯対策の強化にかかる整備（外構）」及び特殊附帯工事における「屋外教育環境整備」（公立認定こども園の場合は「屋外教育環境の整備に関する事業」）は交付対象となる。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算額 463億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

事業の概要

● 【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

- ①保育所等設置促進等事業（☆）：保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
- ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
- ③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業（☆）：物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

- ①障害児受入促進事業（☆）：既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ②分園推進事業（☆）：保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③熱中症対策事業（★）：熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業
- ④安全対策事業（★）：ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー等）の備品の購入等を行う事業 イ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業
- ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）：
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑦感染症対策のための改修整備等事業（★）：インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
- ⑧保育環境向上等事業（★）： 保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

【補助制限】

- （★）の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる
- （☆）の事業：補助制限なし

実施主体等

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額（R8）】 1. 基本改善事業（①、②） 1施設当たり 7,200千円 （③） 1施設当たり 100千円

2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑦、⑧） 1施設当たり 1,029千円 （④） ア 1施設当たり 500千円以内 イ 1施設当たり 200千円以内
（⑥） 1施設当たり 42,599千円

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥の事業 国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

【拡充】 2④の事業（安全対策事業）について、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、一時預かり事業、病児保育事業を補助対象に追加する（ただし、すでに2④の事業の対象となっている保育所等で乳児等通園支援事業等を行う場合を除く）。

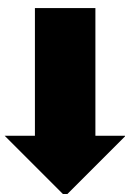
2. 手続き

児童福祉施設等災害復旧費補助金の支払いまでの基本的な流れ

補助金の協議書の提出



被災状況の記録と
見積書の準備



実地調査（査定）



補助金の支払い

- ・大規模災害の場合、被災後60日以内に提出が必要。
※ただし、これにより難しい場合は、様式第2号のみを作成（被害の概算額、災害復旧所要額及びその内訳を除く。）し、備考欄に協議予定時期を記載の上、期限までに地方厚生（支）局に提出。

- ・被災状況を的確に記録するための写真等が必要。
- ・協議額を確認するため、見積書（2社以上）が必要。
※ただし、以下の場合には、理由書の提出を行い、自治体の了承のもと1社見積りでも協議可。
 - ・被災により地域に見積ができる事業者が1社しかいない場合
 - ・被災を受けて見積を必要としている福祉施設等が多い等により、見積書の提出に相当な時間を要することが見込まれる場合

- ・提出した協議書、見積書、写真等をもとに、被害の程度を確認し、申請された復旧工事に必要な工法や費用が適正であるかを確認。
- ・実施（又は机上）調査により決まった査定額により補助を行う。

復旧工事完了（※）

- ・工事が完了し補助額が確定された後に支払い（精算払い）

※ 復旧工事の着工は協議書提出前・実地調査前でも可能です。ただし、実地調査後に追加で必要な工事が発生した場合であっても、原則として追加工事分は補助の対象とはなりません。

令和8年熊本地震により被災した児童福祉施設等の査定の簡素化

第2 単価及び歩掛りの取扱い

調査要領第10第1項の取扱いについて、令和8年度の官庁建物等災害復旧費実地調査の新（改）築単価は、令和8年3月27日付財計第1754号により通知されているが、当該通知の2.において「1.により難しい場合には現地適正単価によるものとし、現地適正単価における諸経費については、15%の範囲内で計上できるものとする。」とされており、個別ケース毎に判断し現地適正単価を適用して差し支えない。

調査要領第10第2項の取扱いについて、現地の被災状況に鑑み、これにより難しい場合は、現地適正単価によることができるものとする。

なお、現地適正単価とは、複数業者（最低でも2者以上）から見積書を徴取し、その中で比較検証し最も安価な金額をいう。

ただし、以下の場合については、理由書の提出を行い、自治体の了承のもと1者見積もりでも協議可能とする。

- ・被災により地域に見積もりができる事業者が1者しかない場合
- ・地域に見積もりができる事業者が2者以上あるが、被災を受けて見積もりを必要としている病院、福祉施設等が多いなどにより、見積書の提出に相当な時間を要することが見込まれる場合

第3 被害写真の取扱い

「被害写真」については、被害の詳細について撮影・記録を要するが、現地の被災状況等を踏まえ、以下により必要最小限の添付とすることができる。

（ア）現地調査（机上調査でないもの）を実施するものについては、被害の概略が確認できる写真の添付を求めることとする。

（イ）机上調査を実施するものは、以下の内容の被害状況写真の添付を求めることとする。

- ・建物（新築復旧）
被害の主な箇所が確認できる写真
- ・建物補修復旧、建物以外の工作物、土地
被害が確認できる写真（例えば、被害の状況が確認できる各居室等の全景写真）
- ・設備

備品台帳と突き合わせをして被害の確認ができる写真

ただし、備品台帳に登載されていないものであっても、被災直近に取得した備品で、購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り調査の対象とすることができる。

児童福祉施設等設備災害復旧費補助金の支払いまでの基本的な流れ

補助金の申請書準備

- ・ 補助金の申請期限は別途こども家庭庁から連絡



被災状況の記録と
見積書の準備

- ・ 被災状況を的確に記録するための写真等が必要
- ・ 申請額を確認するため、見積書（1社）が必要
※領収書でも可



復旧事業を実施（※）



審査

- ・ 見積書、写真等をもとに、被害の程度を確認し、申請された復旧事業に必要な費用が適正なものであるかを書面で確認



補助金の支払い

- ・ 復旧事業を実施した年度中に支払い（概算払い）



補助金の精算

- ・ 復旧事業を実施した翌年度に保険収入等を含めて精算する

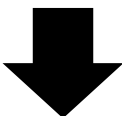
※ 復旧事業の着手は、補助金の申請・審査を待たず、被災後速やかに実施可能です。

施設整備交付金の支払いまでの基本的な流れ

補助金の協議書準備



見積書等の準備



審査



- ・令和8年度中の着手の場合、10月下旬までに直接こども家庭庁へ提出（第4回協議（12月上旬内示予定））

- ・大規模修繕等場合には見積書（公的見積含め3社）が必要
※（増）改築の場合は不要

- ・協議書、見積書等をもとに、整備計画が交付要綱等に合致しているかを書面で確認

内示・整備事業を実施（※）

補助金の支払い



補助金の精算

- ・年度中に概算支払い

- ・翌年度に事業実績報告を提出し、精算する

※ 契約前に内示が必要